



平和祈念碑（勝山公園内）

核兵器廃絶と平和への願いを！

▼非核平和都市宣言▲

議員 市長は、「核兵器廃絶と平和の願いを訴える機会を充実させる」と述べている。

そこで、その有効な手段の一つとして、市民と世界に対し、「非核平和都市宣言」を行い、本市の平和への取組姿勢を明確にすべきではないか。

市長

戦後六十二年が経ち、戦争の惨禍への認識がしだいに薄れているように感じる。そこで、本市が原爆の投下目標であった準被爆都市であることを踏まえ、原爆犠牲者慰霊平和式典の充実を考えている。

確かに、本市の平和への取組姿勢を明確にするため、非核平和都市宣言を行うことも一つの考え方である。

しかし、宣言という形ではなくとも、市民にわかりやすく目に見える形で一つ一つ取り組むことも

大事であると思っている。

まずは、核兵器廃絶と平和への願いを訴える機会を充実させるため、被爆者の高齢化に配慮した平和祈念碑周辺のバリアフリー化と平和式典の充実を図り、市民に向けて本市の平和への取組の基本姿勢を明確に示したい。

市民との対話について

▼市民の声を聴くシステムづくり▲

議員 市民が市長に直接意見や提案を行い、また、

市長にとって直接市民の声を聴くことができる方法として、各区役所や出張所、市民センターなどに市長直結の「市長提案箱」や「電子メール箱」を設置してはどうか。

総務市

これまでも市民の意見や提案は、各区役所のまちづくり推進課や市役所広聴課の窓口のほか、手紙やファックス、電子メールで受付してきた。また、市長あての手紙についても、秘書室で対応してきた。

これらの意見や提案は、特に重要と思われる案件のみ市長に報告し、その他は、それぞれ担当する部局で処理されてきた。

今後は、現制度を改め、各部局で処理されていた意見や提案の全てを市長に報告することにししたいと考えている。

さらに、市民がどのような市政を望んでいるか市長自身が直接聴く仕組みとして、電子メールによる市長直結のホットラインを開設

する予定である。

市民が主体の市政を推進していくため、これらの取組は四月から実施したい。

八幡区中央町の再生計画について

議員

住民有志でつくるまちづくり団体が、八幡区中央町の再生計画をまとめた。市は、これをどう受けとめているのか。また、市による今後のまちづくり事業に取り入れていくことはできないか。

建築部

この再生計画は、広域的な集客力が向上し、今後も人口増加が見込まれる東田地区と中央町との連携を図り、回遊性の高いまちづくりを進めるといふものである。その趣旨は、東田地区の開発のコンセプトとも一致すると認識している。

しかし、その計画内容は、実現性という点では多くの課題がある。例えば、復興通りの廃止や商店街の移転・集約化は、その実施が極めて困難である。また、八幡東区役所の移転や地域図書室の整備などは、市として現時点ではどのような計画がない。

さらに、市街地の再開発などのまちづくり事業は、地元地権者による事業化が基本である。

今後、地権者の多くが参加し、具体的な計画づくりに向けた取組が行われる場合には、事業に関する専門家を派遣するなど、市としても必要な支援を行っていききたい。

中学校の完全給食について

議員

本市の教育委員会は、これまで中学校の完全給食は行わないとの方針を貫いてきた。市長のマニフェストにその実施が掲げられたことで方針を転換するのかが。

教育長

これまで中学校の完全給食は、生徒のし好や残食、また経費の問題などから、実施は難しいと考えてきた。しかし、依然として食生活や食習慣に問題の多い生徒もいる現状や、食育の推進などを踏まえ、中学生の給食のあり方を幅広く調査研究する必要があると考えた。

そこで、食育推進計画の策定のため、学校長や教員、保護者や市民などで検討会議を設置し、具体的な方法を検討したい。

検討会議では、中学校給食について、①食育に関する家庭と学校の連携、②献立と残食の問題、③実施方式、④給食費の確実な収納など、総合的に議論してもらう予定である。

その際には、生徒や保護者、教員や市民などの意向調査も必要であると考えており、その結果も踏まえて議論してもらいたい。

障害者の人権を保障する条例の制定について

議員

障害のある人は、依然として偏見や誤解のた

めに社会生活の様々な場面で不利益を受けている。そこで、障害のある人の人権を保障する条例を制定できないか。

保健福 本市では、昨年三月に、

社局長 障害のある人や関係団体、一般市民などの意見を取り入れた総合的な障害者施策に関する「北九州市障害者支援計画」を策定した。

その基本目標の一つに、人権の尊重や自己実現の推進を掲げている。またその中で、障害があることによって社会生活上の不利益を受けないための権利擁護の推進や、障害や障害のある人への正しい理解を深める市民啓発などに取り組むことにしている。

このほか、平成十七年十一月には、「北九州市人権行政指針」を策定し、障害のある人だけでなく、女性や子ども、高齢者など、あらゆる人権に関する問題の解決に向けた取組を進めている。

このように、障害者支援計画と人権行政指針に基づいて、障害のある人の人権の保護や保障に積極的に取り組むことになっているため、新たな条例の制定は考えていない。

他に、次の項目にわたっても議論がありました

- 市民サブセンター構想について
- 黒崎の再生について
- 乳幼児医療について
- 教育行政について
- 北九州空港のアクセス鉄道について